



兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見
聴取に関する公示

兵庫労働局一般公示第 48 号

兵庫県釣針製造業の最低工賃の改正決定について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、意見を聴取するので、兵庫県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和 8 年 3 月 9 日までに、兵庫地方労働審議会（〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 1 番 3 号 神戸クリスタルタワー16 階 兵庫労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 8 年 2 月 20 日

兵庫労働局長 金 成 真 一

意見書

令和8年2月20日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和8年 月 日

提出者
住所：
氏名：
職業：

兵庫地方労働審議会
会長 櫻庭涼子 殿